

Gard Insight

韓進海運の会社更生 - 概要

こちらは、英文記事「[The Hanjin Shipping rehabilitation - an overview](#)」(2016年10月20日付)の和訳です。

ソウル中央地方裁判所で韓進海運の会社更生手続きが開始されました。これにより、債務返済が繰り延べられ、韓進海運は事業の継続が可能になります。

2016年9月1日、大手コンテナ船社韓進海運は、会社更生手続き開始及び管財人任命の決定をソウル中央地方裁判所から受けました。この更生手続きは、債務返済を繰り延べることで、韓進海運の事業の継続を可能にすることを意図するものです。今後は、ソウル中央地方裁判所と債権者の監督の下で、管財人が韓進海運の事業の運営と資産の管理を行うこととなります。



韓進海運の突然の破綻は、多くの当事者に重大かつ複雑な問題をもたらしました。用船契約をしていた数十隻のばら積み貨物船やコンテナ船が早期返船され、それが船腹量の供給過多によって弱含んでいた市場にさらなる余剰感を生み出しています。韓進海運のコンテナ貨物にも相当の混乱が生じており、クリスマスと休暇シーズンまでこの混乱が続くものと思われま

以下では、メンバーの皆様が直面する可能性のある問題点を取り上げて概説します。

韓国国外における会社更生手続きの承認

韓進海運の管財人は、債権者による船舶、コンテナその他の資産の没収や差し押さえを防ぐため、世界の主要法域において韓国の裁判所が出した更生手続きの開始命令を承認するよう求めています。

今のところ、オーストラリア、カナダ、ドイツ、日本、シンガポール、英国、米国の裁判所が承認しました。このほか複数の国が数週間のうちに承認すると見込まれています。

英国では、原則として、債権者が韓進海運に対して法的措置(仲裁を含む)を開始したり、継続したりすることができなくなっています。つまり、韓進海運が承諾するかロンドンの高等法院が許可する場合(例えば、韓進海運が原告に担保を提供している場合)を除き、韓進海運に対するロンドン仲裁条項に基づく申立ては延期せざるを得ない状況です。韓進海運による仲裁申立ては進めることができますが、韓進海運の管財人は、仲裁申立てに同意する前に、個々のケースを慎重に検討するものとみられます。

米国では倒産裁判所が韓進海運に暫定的救済を与えましたが、この保護の効力が及ぶ範囲については現在係争中です。今のところ、韓進海運に対する訴訟や、韓進海運が所有、管理または借り上げた資産や船舶に対する訴訟は、裁判所命令によって一切禁止されています。ただし、そうした裁判所命令に対して不服申立てがなされています。

韓進海運による用船契約の中途解約

韓進海運は、約80隻の長期用船契約船を運航していると見込まれています。管財人が事業を立て直す上では、韓進海運の用船契約のうち収益性が高いものを特定して、収益性の低いものを解約することが重

要となります。海運市況が低迷する中で、韓進海運の用船契約の多くは都合がつき次第解約が行われています（ただし、解約は、貨物の荷揚げ後など、実務的な問題を解消するような形で行われています）。

用船契約が解約された場合、船舶所有者（または原用船者）は、用船契約に基づく未払額と中途解約に伴う損害賠償を請求し、損失の軽減を図るものと思われませんが、現在の市況では、これまでと同じ条件で再用船することは難しいかもしれません。その場合、将来における逸失収益を計算することが困難になるでしょう。

また、韓進海運が手配した燃料油などの補給品については、返船の際にその相当額を計上する前に、韓進海運から供給者に支払いがなされていることを確認する必要があります。

韓進海運のコンテナ貨物

各国に散らばる同社の何万個ものコンテナ貨物についても、利害が対立するなど、複雑な状況にあります。

コンテナターミナルでは、手数料や費用に見合う担保を確保できないことを理由に、港湾当局が「韓進海運」の貨物の受入れを拒否するケースが発生しています。また、韓進海運が船荷証券に記載されていない特定の「安全な」港での貨物の荷揚げを希望するなど、韓進海運が船舶所有者に与えた指図と荷受人が期待する内容が食い違う事態も生じています。ターミナルオペレーターが費用や使用料の担保として貨物を差し押さえている地域もあります。

船舶所有者と用船者の権利・義務は、かなりの部分が用船契約と運送契約に基づく契約上の関係によって決まります。したがって、一般的な助言ではなく、個々のケースに応じた助言を求めるべきです。

韓国の倒産処理手続

一般論として、以下のことが予想されます。

- (a) 法定管理に入る前に韓進海運が負った負債は無担保債権の一部を構成し、債権者は、その債権のごく一部しか受け取れない可能性がある（既に担保されている場合を除く。以下参照）。
- (b) 法定管理期間中、韓進海運の管財人による契約解除の決定までに発生した債務は、全額支払われるべきであるが、全額支払われるかどうかは当該債務の支払いに充てる十分な資金の有無によって決まる。
- (c) 管財人が是認した契約は履行されるべきである。
- (d) 管財人による契約解除の決定により生じる債権は上記（a）に基づいて処理される。
- (e) 法定管理に入る前に韓進海運に対する債権が担保された場合は、おそらく通常どおり法的手続が進められる。ただし、無担保の債務残高は上記（a）に基づいて処理される。

現時点において、各期限は以下のとおりと理解されています。

2016年10月10日：管財人が無担保債権者と担保債権者の債権リストを提出する期限。

2016年10月25日：無担保債権者と担保債権者が管財人の記録に異議がある場合に債権を登録する期限。

2016年10月26日～11月15日：管財人が無担保債権と担保債権を審査する期間。

2016年12月9日：管財人と債権者の第1回会合。

多くの関係者にとって重要な期限は2016年10月25日です。債権の計算が複雑になる可能性があるため、債権者の方には助言を求めることを推奨します。韓国の弁護士による助言や支援が必要になると思われる。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。